

【一般社団法人さっぽろイノベーションラボ 会費規程】

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人さっぽろイノベーションラボ(以下「当法人」という。)定款第7条の規定に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会費基準)

第2条

会費の額を決定するため、別表の通りに会費算定基準を定める。

2 会費算定基準の制定及び改正は、理事会の決議によるものとする。

(会費の納入)

第3条

会費は、毎年4月末日までに、年会費全額を一括して指定の銀行口座に振り込むものとする。かかる振込の手数料は、振込を行う社員の負担とする。

2 理事会が認めた場合には、納期の変更または分割納入を行うことができる。

(中途入会の会費)

第4条

年度の中で社員の資格を取得した社員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして社員となった月の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(自動継続)

第5条

事業年度末現在の社員は翌年度に自動的に継続するものとする。

(会費の納入)

第6条

社員が定款第10条に該当すると判断した場合、書面又は電磁的方法により催告し、会費の納入に応じないときは、社員資格を喪失する。

(会費の返還)

第7条 既納の会費はこれを返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議によって実施することができる。

附則

1 本規程は、本規程が成立した日から施行する。

2 会費規程の制定に伴う既存社員の会費については、経過措置として施行日から向こう2年間は現状のままとする。但し、見直しに賛同する社員はこの限りではない。

別表

会費算定基準

1. 社員の年会費については1口1万円とし、下記の通り定める。

社員種別		年会費
正社員	従業員数20名未満	2口以上
	従業員数20名以上～100名未満	5口以上
	従業員数100名以上～300名未満	10口以上
	従業員数300名以上	20口以上
(参考)個人会員	学識経験者、専門家等の有識者、法人等の役職者、 その他理事会が認めた者	無料
(参考)賛助会員	自治体及び準ずる組織、理事会が認めた団体	無料

2. 正社員において起業5年以内の中小企業は、上記規定に関わらず理事会が認めたときは、年会費を免除できるものとする。
3. 正社員において本社が道外で、支社・支店等により事業展開を行う場合は、上記規定に関わらず理事会が認めたときは、地域事業規模を勘案した年会費にできるものとする。
4. 正社員において当法人への人的協力等貢献が大きいと判断され場合は、上記規定に関わらず理事会が認めたときは、年会費を減額できるものとする。
5. 個人会員においては、当法人役員または既存社員及び会員の推薦を必要とする。
6. 賛助会員において相互入会かつ会費納入を条件とする場合は、上記規定に関わらず当該社員は年会費を納入するものとする。

令和5年5月29日 制定